

目的・概要

沖縄県は東西約1000km、南北約400kmにおよぶ広大な海域に点在する島々から成り立っています。県全体の均衡ある発展を図っていくために、離島（宮古島、石垣島など）などを対象に、医療や高齢者福祉、交通、教育、観光などの分野に関する支援策が設けられています。

医療

沖縄県知事は、医療機関のない地区に対して以下の事業を行うこととされています。

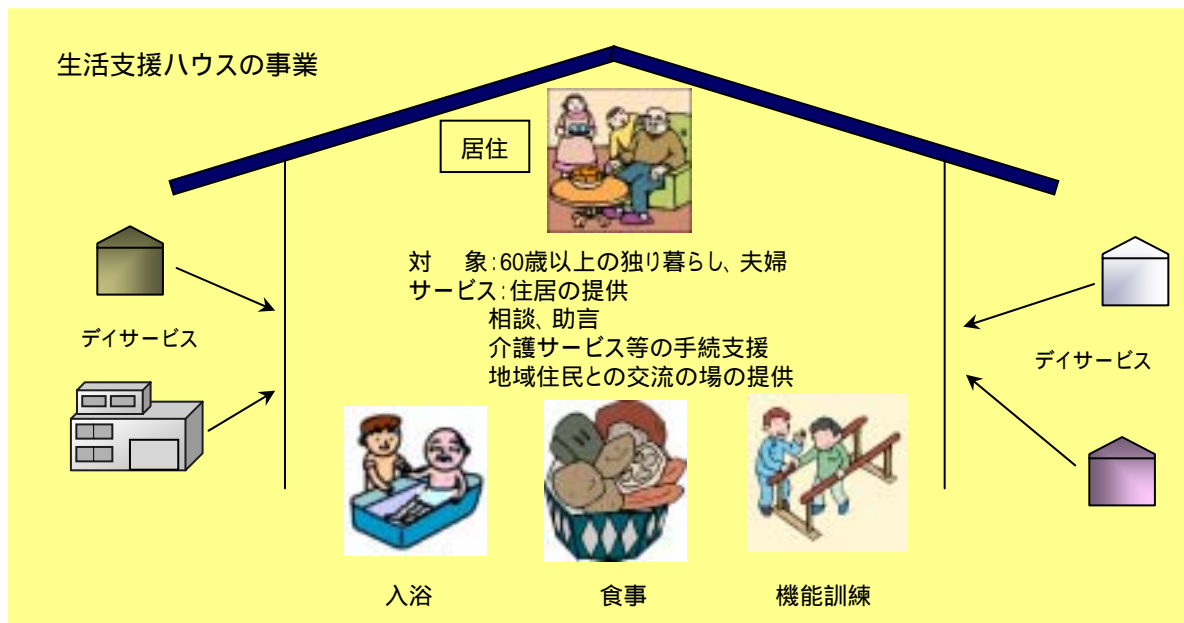
- ・診療所の設置*1
- ・患者を輸送する車・船の整備*2
- ・定期的な巡回診療*3
- ・保健師による保健指導
- ・医療機関の協力体制の整備
- ・その他、医療の確保に必要な事業

(注)*1については3/4、*2及び*3については1/2が国から補助されます。



高齢者福祉

地方公共団体等が離島地域における高齢者の福祉の増進を図るための「高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）」を整備する際に、施設の整備が円滑に実施されるよう配慮します。



交通

住民の生活や産業活動に必要な交通の総合的、安定的な確保と充実を目指します。



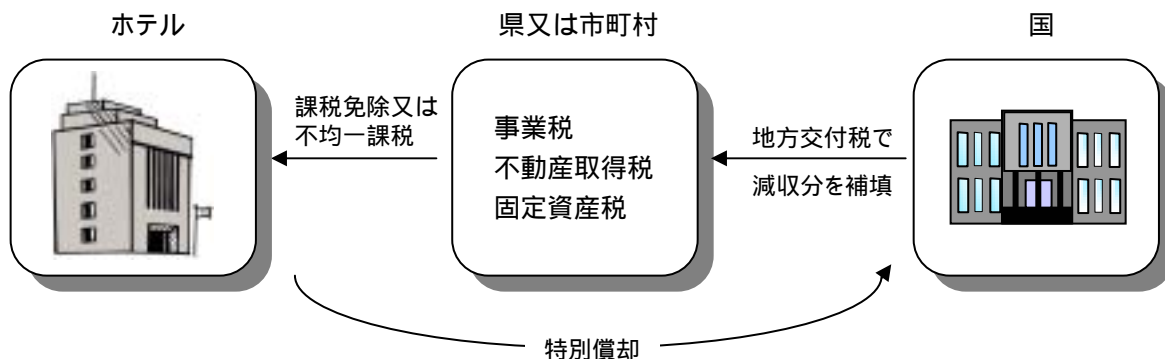
教育

離島地域における小規模の小学校や中学校の特殊事情を考慮し、その教育の充実を目指します。



観光

離島地域の特性をいかすことのできる観光産業を育成するため、ホテルや旅館などを新設・増設した場合には、税の優遇が受けられます。



畜産業、水産業、薪炭製造業

離島地域における畜産業、水産業、又は薪炭製造業を行う個人については、事業税の減免を図るための措置が設けられています。